

## 第 4 0 回水資源機構契約監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成30年3月26日(月) 機構本社 602～603会議室	
委員	篠原焔夫(弁護士)、清水義彦(大学教授)、毛利栄征(大学教授) 欠席、山梨恵子(水資源機構監事)	
審議対象	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成29年度第3四半期の1者応札の状況について</li> <li>2. 平成29年度第3四半期における1者応札・1者応募に関する点検について</li> <li>3. 平成29年度第3四半期における随意契約に関する点検について</li> <li>4. 新規随意契約案件について</li> </ol>	
	委員	機構事務局
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成29年度第3四半期の1者応札の状況について</li> <li>2. 平成29年度第3四半期における1者応札・1者応募に関する点検について</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資料1で1者応札が24年度から多くなるのは、一般競争入札を本格導入した結果か。</li> <li>・ ダムの機械設備などは、いろんな部品交換もあると思うが、新規の業者は手に入りにくいということはあるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ そのとおり。</li> <li>・ 電気部品やそれらのソフトは、新規企業が従前の企業と同じものをつくれるかというところ、難しいところがある。</li> </ul>
<ol style="list-style-type: none"> <li>3. 平成29年度第3四半期における随意契約に関する点検について</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1番の漏水対策工事等で、災害協定を結んでいるところにやってもらったという事だが、数社協定を結んでいると思うが、1社に選定する判断基準は。</li> <li>・ 3番の業務とかは、事案が発生したのが7月6日で、依頼したのが28日と時間がかかっている。9番も同様。何か長引いた理由はあるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協定を締結している各社に緊急にできるかと聞いて、一番迅速に対応可能な者と契約を結んでいる。</li> <li>・ 3番の堆砂除去については災害復旧の申請事項であり、手続きを進める中で、国交省からダム湖内も測れとの指示があり、流木の撤去に時間がかかり20日ほどずれ込んだ。 9番の当初の計画では、復旧工事と配水管理の操作を、職員で順番に当番を組んでやるということで計画していたが、雨が降ったり、復旧工事が長引いてくるという状況になり、職員の工事のほうの部隊、監視のほうの部隊と切り分けてやってい</li> </ul>

るとだんだん体制が厳しくなり、その状況を鑑みて、急遽監視業務を委託で賄うように変更した。

・緊急性というのはどの程度の緊急性を緊急だと判断しているのか。例えば3番の事例で予兆の確認日が7月5日で、7月28日に依頼したと。これは堆砂状況の調査だと。余り緊急性高くないのではないかなと。これを緊急性で全部認めていったら、全部随意契約は認めるということにもなりかねない。

・4番のこれは火災報知機、完成日が63年9月29日で耐用年数が8年、それで事案の発生確認日が平成29年8月18日、その間はどうかだったのか。

・5番の浮遊管部分の耐用年数が40年から50年と書いてあるが、施設の完成日が平成19年だと。平成29年というのはまだ10年しかたっていないのに、これはそもそも浮遊管に瑕疵があったのではないのか。

・8番目のポンプの燃料が減少したと。これは予測ができなかったのか。

・消防点検を必ず毎年やっており、そういうときには異常はなかった。点検時に部品交換等が必要と判断されれば、部品交換等はやっている。

・浮遊管というのは全国でも非常に珍しい施設で、浮遊管を固定しているところが風とかで揺れ、その影響で負荷がかかり、何度か漏水事故が発生した施設ではある。瑕疵ではなくて、想定以上の風と水位の変動で固定部分に負荷がかかってしまったことが主な原因。

・これについては予測不能というか、台風等で排水機場を運転したときに、さらに運転中に補給しなければならぬ燃料で、灯油や軽油の契約だが、これは1回に約1,000万円。これだけ調達するというのは非常に大量の調達。本来は、年度当初等に単価契約をして価格を決めておくべきところであるが、昨今燃料の乱高下、変動が大きくてなかなか契約し

	<p>・10番、11番、これは定期点検はしていなかったのかどうか。というのは、耐用年数との関係で言うと、10番は20年と。これは昭和43年に完成しているとなると、平成29年というのは相当たっていると。</p> <p>それから、さっきの11番は、これも定期的に点検していれば、随意契約までいかない段階で何とかできなかったのか。</p> <p>・12番も事案の確認日が10月17日で、工事依頼日が11月10日、これだけの間隔がある。これを緊急と言えるのか。</p>	<p>てくれない状況がある。</p> <p>・10番は、事前の点検が8月29日と9月24日に実施しているが、点検では異常が見つかっていない。このゲートは約20メートル近い水圧下で運転されるゲートで、かなり高圧な水圧がかかるので、ちょっとしたすき間でこんな異常が起こることがある。そのとき初めてわかった。</p> <p>11番は、大和田機場のほうで動かしたときに、塵芥が機場のほうへ寄ってくるという。これはいつも寄ってくるというのではなくて、草の生え方等々で状況が変わることもあり、今回に至っては、運転を開始したときに少しその兆候が見られたので、急遽随意契約を締結した。</p> <p>・12番は、完成日が平成21年3月で、耐用年数9年で、本来ならば30年3月に取りかえを予定。事案の予兆は確かに平成28年12月だが、しばらく経過観察としていた。</p> <p>実際に点検のときに停電をさせて、その装置を稼働させたときに、いきなり本当に全部落ちてしまったということで、緊急的に職員が直営でそのバッテリー、24ボルトの特殊なバッテリーだったが、トラック用のバッテリーを持ってきて一時的に仮設をした。その後、当該バッテリーをもとの24ボルト1つだけを調達しようとしたが、もう既に製造中止になっており、24ボルトのバッテリーが手に入らないということで、製造中止になったものを緊急的に1つだけつくってもらえるのか、12ボルトのバッテリーで別の方法をとるかということを検討するのに時間がかかった。</p>
--	--	--

4. 新規随意契約案件について	<p>・こういう水路設備等を改良区のほうにお願いするというのは、その場の現場の管理とか熟練した人たちに依頼するというのが非常に理にかなっていると思うが、こうした事例が今回が特殊ではなくて、以前から既に多くのこういう用水路配水施設管理を土地改良区に委託しているのか。</p>	<p>・本日審議・承認された後、土地改良区のほうに見積もり依頼をということ考えている。そのときには、業務内容を含めて、この内容でお願いしたいということで、見積もりのほうを依頼する。併せて、機構で積算はするが、出てきた見積もりとそ積算とを比較して、その金額の妥当性を確認した後に、受委託契約を締結するという流れになる。</p>
-----------------	--	--

○問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1番地2

ランド・アクセス・タワー内                      電話    048-600-6500

水資源機構契約監視委員会事務局

技術管理室契約企画課長                      田村 三明（内線 2251）

技術管理室担当課長                            足達 謙二（内線 4631）